

令和5年度公募

介護医療院整備事業者募集（千葉市内 介護老人保健施設からの転換）について

千葉市では、千葉市介護保険事業計画に沿って計画的に整備を進めております。本年度は、千葉市内で介護老人保健施設の指定を受けている施設からの転換整備と限定し、公募を実施します。

1. 整備にあたっての基本事項

- (1) 事業者は、法令等を遵守し、社会福祉に熱意と理解を有し、かつ適正な施設運営が見込めるものであることが必要です。
- (2) 計画について、現在の利用者・利用者家族への説明会等を必ず行い、十分な理解を得てください。

2. 募集概要

【転換整備】

(1) 募集量 1施設

- ・転換整備（介護医療院への転換）床数は、130床以下であること。
- ・非常用自家発電設備を設置し、停電による断水が発生しないこと。燃料備蓄庫を併せて整備すること（最低3日以上以上の容量）。また、停電時に市や地域からの電源提供の求め（人工呼吸器、喀痰吸引器等を利用する在宅の高齢者・障害者等を想定）があった場合に、可能な範囲で支援を行うこと。
- ※同法人が運営する併設施設（併設病院）等で上記条件を満たす場合はこの限りではない。
- ・指定拠点の福祉避難所の指定を受けること。

(2) 募集地域

市内全域

(3) 整備年度

令和5年度

(4) 事業者

- ・現在、千葉市内で介護老人保健施設の指定を受けている者。
- ・事業を実施する法人（当該法人の役員等のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない場合に限る。）であること。
- ・介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- ・選定後、必要に応じて所管課との事前協議等を行い、速やかに施設整備に着手できること。

※過去3年間、本市の高齢者施設の公募で選定された後、辞退した法人は、本公募に応募できません。

3. 転換を行う上での留意点

- ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）に適合すること。
- ・千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例に適合すること。
- ・都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等に適合していること。
- ・転換に際し、利用者及び利用者家族へ説明を行い、同意を得ること。
- ・転換後も引き続き利用する入所者については、利用料金等の変更事項について説明し、同意を得ること。
- ・入所者のプライバシーに配慮した療養床を備えること。（必ず市と事前協議を行うこと。）
- ・当課から本公募に係る工事費等の補助金はありません。
- ・原則、令和6年4月1日までに介護医療院の事業者指定を受けること。

4. 事業所の評価及び選定

選定における評価は、前述の「2 募集概要」及び「3 転換を行う上での留意点」の要件を満たしていることとし、評価基準の高得点の事業計画から先順位とします。**(原則として募集数を超える選定は行いません。)**

応募事業者は、各評価項目について自己採点をし、合計点を算出した上で、事業計画書とともに提出して下さい。なお、応募事業者が加点した評価項目について、ヒアリングを実施する場合があります。
※評価項目及び評価基準は、公募申込書を提出頂いた事業所のみ事業計画書提出書類一覧とあわせて配布します。

5. 公募スケジュール（予定）

- ・令和5年 6月15日 公募申込書受付開始
- ・令和5年 7月 6日 公募申込書提出〆切
- ・令和5年 8月中旬頃 事業計画書提出書類一覧配布予定
- ・令和5年 9月中旬頃 事業計画書提出期限
- ・令和5年10月中旬頃 審査結果通知予定

※上記予定は、変更となる場合があります。

6. その他

- ・過去に、介護老人保健施設の整備に係る補助金を受けている場合は、財産処分の手続きが必要となる場合があります。補助金の交付を受けた部署に確認をしてください。

7. 提出・問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課施設支援班

TEL：043-245-5256

Fax：043-245-5621

E-mail：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp